

日本とフランスにおける文化財の輸出規制

— 国宝に指定されていない文化財の輸出規制を中心に —

永野晴康

- 第一章 はじめに
- 第二章 重要文化財の輸出規制 — 日本の視点
- 第三章 国宝の輸出規制 — フランスの視点
 - 第一節 国宝の輸出に対する規制
 - 第二節 輸出に許可が必要とされる文化財
 - 第一款 証明書の拒否
 - 第二款 証明書の拒否された文化財の獲得
 - 第三款 所有者の義務
 - 第三節 自由な輸出
- 第四章 結び

第一章 はじめに

本稿では、文化財の輸出規制に関する日本とフランスの制度を扱う。我が国において、平成22年1月1日現在で、12709件が重要文化財に指定されており、そのうち、1079件が国宝に指定されている⁽¹⁾。国宝と重要文化財に関する法律上の保護制度は、国宝という響きからくる予想ほど大きいものとはいえない⁽²⁾。文化財保護法（以下法と略す）は、第三章の有形文化財という項目のもとに、法27条から法56条にいたる30条もの規定を重要文化財の制度にあてている。国宝に指定された有形文化財も、重要文化財としての資格で、この章の規制の下にあり、法44条に規定される重要文化財の輸出規制に服している。

(1) 文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/shitei.html>

重要文化財と国宝の内訳は、以下の通り。重要文化財の件数には、国宝の件数を含む。重要文化財（うち国宝）、絵画1962（158）、彫刻2639（126）、工芸品2419（252）、書籍・典籍1871（223）、古文書730（59）、572（44）、歴史資料157（2）。

(2) 文化財保護法37条により、文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認める場合、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができるが、国宝以外の重要文化財がき損している場合においては、必要な勧告をすることができるにとどまる。また、法38条は、文化庁長官が、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる旨を規定している。そのような場合としては、「所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき」（同条1項1号）、「国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき」（同条1項2号）に限定しており、両者に制度上の大きな相違があるとは言えないであろう。

一方、フランスの制度において、2004年に法典化された文化遺産法典は、L111-1条で、国宝の定義を定め、L111-4条は、国宝の性格を有する文化財についての輸出規制を制度化している。重要文化財という名称ではなく、国宝（trésors nationaux）という用語が、文化遺産法典における文化財保護の中心的観念となっている。

本稿において、日本の場合、主として、文化財保護法にいう「重要文化財」を考察の対象におく⁽³⁾。一方、フランスの場合、文化遺産法典にいう「国宝」を考察の対象におく。文化財の海外への流出を防止する点は、両国に共通している。しかしながら、フランスの場合、国宝に指定されていない文化財が、文化担当大臣によって、国宝の価値を有する文化財であると判断された場合、当該文化財の海外への流出を禁止する制度が存在する。本稿は、この点に特に関心を注いでいる。第二章で、重要有形文化財の輸出規制に関する日本の制度に触れた後、第三章で、フランスの制度を説明し、最後に、本稿の総括を行う。

第二章 重要文化財の輸出規制 — 日本の視点

文化財保護法2条1項は、「文化財」の定義を規定する。その中で、同項1号は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」に、「有形文化財」という名称を与えている。法27条1項は、「有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定できると定めている。また、同条2項によって、その重要文化財のうち「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの」が、「国宝」に指定される⁽⁴⁾。

文化財保護法44条は、「重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。」と規定する。本条の定める重要文化財の輸出禁止の原則は、重要文化財の日本国外への流出を防止する目的を有している。この規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を国外へ輸出した者は、法106条により、5年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以

(3) 重要文化財に指定されていない有形文化財ではあるが、公的な保護が必要であることを踏まえ、1996年に、登録有形文化財の制度が創設された。この制度により、文部科学大臣によって、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものが、文化財登録原簿に登録されることができるようになった。法65条1項は、登録有形文化財を輸出しようとする者が、輸出しようとする日の三十日前までに、文化庁長官にその旨を届け出る義務を規定する。同条2項は、登録有形文化財の保護上必要があると認める場合に、文化庁長官が、1項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができると定めている。しかし、輸出の禁止を命令するものではない。

なお、昭和8年に制定された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が、昭和4年に制定された「国宝保存法」によって指定を受けない一定の美術品の輸出を規制するものであった。昭和25年に制定された文化財保護法附則4条は、「この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する」と規定する。

(4) 重要文化財に指定されたものから、国宝を指定するような制度は、しばしば、二重指定制度と呼ばれる。椎名慎太郎・稗貫俊文「文化・学術法」72頁、ぎょうせい（昭和61年3月31日）。

下の罰金に処せられる。

文化財保護法には、輸出についての定義は存在しない。そこで、法44条にいう「輸出」の意味が問題となる。法44条本文のみを字義通り解釈すると、禁止される「輸出」に重要文化財の最終的輸出が含まれると読むことは、自然であろう⁽⁵⁾。このように解した場合、44条但書により、一定の場合に文化庁長官の許可を得ることで、重要文化財の最終的な輸出さえ可能と解釈できることになる⁽⁶⁾。

一方、44条但書は、限定的に、重要文化財の一時的な輸出を許可する制度にすぎず、重要文化財を永久に日本国外へ譲渡するという最終的な輸出は含まれないと解することも可能である⁽⁷⁾。

ここで、文化財保護法44条1項但書にいう「文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要」な場合とは、どのような場合か明らかではない。

行政手続法5条1項は、申請に対する処分について、行政庁が審査基準を定める義務を規定している。また、同条2項は、この審査基準が、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的であることを要求する。文化庁は、平成6年11月25日、「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」（庁保伝第一四一号）という通達を、各都道府県教育委員会教育長あてに通知している。その通達の中で、「重要文化財の輸出の許可（文化財保護法第四四条）に係る審査基準について」という項目がある。それによると、輸出の許可に係る審査基準とは、（一）国際交流を目的とした展覧会への出品であるか否か（二）国宝・重要文化財公開取扱注意品目（昭和二九年七月決定、昭和四四年一二月改訂）に該当するか否か（三）展示環境や輸送、梱包等が指定物件の保存に影響を与えるか否かというものである。（一）の審査基準は、法44条1項但書にある「国際的交流」の「事由により特に必要」な場合に対応する。他方、（二）の審査基準は、国宝・重要文化財に該当しているものであることの確認であり、（三）の審査基準は、（一）や（二）の基準が満たされた上で、当該重要文化財の保存や安全の観点から、輸出の許可を行使できるか否かを定めている。つまり、国際交流以外の「その他の事由により特に必要」な場合について、これらの審査基準は、特に何も触れていない。技術的に日本国内では難しい文化財の修復を目的として輸出する場合、あるいは、日本国内では困難な当該文化財の鑑定の依頼を目的として輸出する場合等が考えられる。

また、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則3条は、文化財保護法44条但書を受け、法44条但書の規定による輸出の許可を受けようとする者が、文化庁長官に提出すべき輸出許可申請書の記載事項を規

(5) 椎名教授は、ここにいう「輸出」に、一時的な輸出と永久的な輸出を含むとし、その上で、永久的輸出が許可された場合には、文化財としての指定が解除されると説明されている。参照、椎名慎太郎 前掲書72頁。

(6) 文化財保護法29条1項は、「国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる」と規定する。椎名教授は、この「その他特殊の理由」として、海外に永久に輸出する場合を挙げられており、もっとも、このような場合は、ごく例外的であると述べている。参照、椎名慎太郎 前掲書72頁。

(7) 平成8年4月11日参議院文教委員会 政府委員答弁発言「この『輸出』という部分につきましては、永久的にその文化財が海外に出てしまうということではございませんで、ここで言っておりますのは、海外で展覧会をやる、それに外国で展示をするために日本の文化財を一時的に貸すといいますが、陳列のために一時的に国外に出すということを『輸出』と言っておるわけでございます。」

定している。規則3条によれば、輸出許可申請書には、国宝又は重要文化財の名称及び員数（1号）、指定年月日及び指定書の番号（2号）、管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名（3号）、重要文化財等輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（4号）、輸出を必要とする理由（5号）、輸出の時期又は期間（6号）、輸出における輸送方法（7号）、輸出後の展覧会等の主催者（8号）、名称、会場及び会期、輸出後の展覧会等における管理方法（9号）、輸出及び展覧会等における保険に関する事項（10号）、輸出後の展覧会等における警備方法（11号）、その他参考となるべき事項（12号）といった、輸出を行おうとする当該重要文化財に関する具体的な輸出に関する事項を記載することとなっている⁽⁸⁾。

このうち、5号が、法44条但書の適用を判断する上で最も重要な要素に関係する。6号、7号、9号は、特に重要文化財の保存の状態、安全管理に関するものであり、厳格に審査されなければならない。なお、輸出の許可を判断する場合、文化庁長官は、文化財保護審議会への諮問が義務付けられていたが、重要文化財の活用の促進のため、平成8年の文化財保護法の改正により、文化財保護審議会への諮問を経る必要がなくなった⁽⁹⁾。重要文化財にとって、まず始めに、保存の重要性が考慮されるべきである⁽¹⁰⁾。なお、文化財保護法には、輸出の不許可に伴う補償の規定は存在しない。

第三章 国宝の輸出規制 — フランスの視点

フランス国内法において、文化財についての流通は、1992年12月31日の法律によって規律されていた⁽¹¹⁾。この法律は、2000年7月10日の法律⁽¹²⁾によって修正され、その後、2004年に、文化遺産法典⁽¹³⁾（Code du patrimoine）という形で法典化された⁽¹⁴⁾。

文化財の輸出についての監督は、国家による文化財の保護を目的としている。しかし、

(8) 国宝又は重要文化財の輸出の許可申請書の添付書類等について、同規則第四条は、許可申請書に掲げる書類を規定する。

一 国宝又は重要文化財の写真

二 輸出後の展覧会等の概要及び会場図面

三 輸出後の展覧会等の主催者との協定書

四 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 重要文化財等輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 管理団体がある場合において、重要文化財等輸出許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

七 その他参考となるべき資料

(9) 中村賢二郎「わかりやすい文化財保護制度の解説」69頁、ぎょうせい、2007年。

(10) 平成8年4月11日参議院文教委員会 政府委員答弁の発言「今回、この輸出の許可につきましては、文化庁の専門家によって当該展覧会がどういったものかということ等を十分判断した上で、問題がない展覧会であれば、できるだけそういった日本の重要文化財を外国の方に見ていただくということも国際交流の観点で大変大事なことでございますので、そういうことにつきまして手続を簡素化するというのも一つの観点が必要だということがございますので、輸出の許可につきまして審議会に諮らなくてもいいということにさせていただきますたいと思っているわけでございます。」

(11) 警察、憲兵、税関の諸役務の間の一定の流通の制限及び補完性に関する1992年12月31日の法律第1477号

(12) 国宝の保護に関する2000年7月1日の法律第641号

この規制による流通の自由に対する制限は、芸術市場の自由な取引を妨げ、また、自らの所有する文化財を国外へ輸出しようとする者にとっては、所有権の侵害をもたらす可能性がある。この点に関し、フランスの文化遺産法典は、国宝の輸出禁止の原則を定めると同時に、文化財の保護と活用を調整している。文化遺産法典の第一編第一章は、文化財の保護について規定し、その中で、第一節が、文化財の流通の制度 (Régime de circulation des biens culturels) について当てられている⁽¹⁵⁾。

第一節 国宝の輸出に対する規制

文化遺産法典 L111-1 条は、国宝の定義を定めている。すなわち、同条は、公的コレクション及びフランスの博物館・美術館⁽¹⁶⁾のコレクションに属している財産、歴史的モニュメントや古文書に関する規定の適用として指定されている財産、さらに、歴史、芸術、考古学の観点から国家的遺産 (le patrimoine national) として重大な利益 (un intérêt majeur) を有するその他の財産を、国宝 (trésors nationaux) として定義している。

その上で、文化遺産法典 L111-4 条第 1 項前段は、輸出の証明書 (certificat) が、国宝の性格を有する文化財についてしか拒否されることができないと規定する。国宝の輸出禁止を定めるこの条文は、国宝 (trésor national) の輸出禁止に関して、行政当局に、輸出証明書の拒否を行う権限を付与するのみにとどまらず、証明書を拒否する義務を定めたものと解されている⁽¹⁷⁾。すなわち、国宝である限り、行政当局は、輸出を禁止しなければならない。なお、同条第 1 項後段は、証明書の交付の拒否を理由とする補償が認められないと規定している。

この場合の国宝の輸出とは、最終的な輸出を意味するのか、それとも、一時的な輸出を意味するのかが問題となる。文化遺産法典 L111-7 条第 1 項は、行政当局の許可によって、

(13) patrimoine という単語の訳出に当たって、日本の文化財と基調を合わせるために、当初、文化財法典と訳すべきかとも考えた。しかし、patrimoine という用語に秘められた意味は、自由に処分できる財産とは異なるため、遺産と訳することにした。語源的にも、遺産 (le patrimoine) とは、父から相続される財産として定義され、広くいえば、祖先から引継いだ財産である。自分が引継いだという意味には、将来の世代へも引継がなければならないということも含意されているものだと考えられる。また、民法においては、むしろ、遺産と訳するのが通例である。

また、フランス革命の下で、国家的文化遺産 (un patrimoine culturel national) という観念が誕生し、混乱した当時の建造物の破壊や略奪から、文化財を守る必要性を喚起する効果を有した。この観念は、祖先から引継ぐ過去の記憶を保護しながら、ヴァンダリズム (vandalisme)、すなわち、文化財等の破壊行為に対抗する手段としての役割を果たしたことも付言しておきたい。Sophie Monnier, Elsa Forey, Droit de la Culture, Gualino Editeur, 2009, p.123-124

(14) 本稿において引用した文化遺産法典の条文は、筆者の訳であることを断っておく。

(15) 第一節の文化財の流通の制度に対し、第二節は、「文化財の返還 (Restitution des biens culturels)」を規定している。前者は、国外への適法な輸出制度の構築を意図しており、後者は、違法に国外へ流出してしまった文化財、あるいは、違法に国内に流入した文化財の法的扱いについて規定したものである。後者の問題につき、改めて別稿で論じたい。なお、第三節は、「貸与と寄託」、第四節は、「刑事規定」となっている。

(16) 福井千衣「フランスの博物館と法制」は、musées de France の訳語として美術館も含むとした上で博物館の語を当てている。『外国の立法』222号100頁。

(17) Sophie Monnier, Elsa Forey, op. cit., p.244.

国宝が、修復、鑑定 (expertise)、文化行事への参加、あるいは、公的コレクションへの寄託という目的で国外へ輸出されることを認めている。したがって、国宝の最終的な輸出は、絶対的に禁止されるのに対し、国宝の一時的な輸出は、原則として禁止されるが、例外的に認められると解される。

文化遺産法典 L 114-1 条第 1 項 a) によれば、文化遺産法典 L 111-1 条で定義されている文化財、すなわち、国宝を最終的に輸出する行為又は輸出しようという試みは、2年の拘禁刑 (emprisonnement)⁽¹⁸⁾ 及び⁽¹⁹⁾ 450,000ユーロの罰金に処せられる⁽²⁰⁾。

国宝の一時的な輸出が認められる期間について、同条第 2 項は、輸出証明書は、請求の目的に見合った期間 (une durée proportionnée) についてのみ交付されると定めている。したがって、一時的な輸出といえども、その期間が、最終的な輸出に匹敵するような長期間にわたる場合のみならず、修復に必要な期間を明らかに超える期間にわたる輸出や、文化行事が終了後に正当と認められないような長期間にわたる輸出は認められないことになろう。国宝の一時的な輸出の場合、一時的流出の許可書は、税関のあらゆる要求の際に提示されなければならない (文化財法典 L 111-7 条第 3 項)。

文化遺産法典 L 114-1 条第 1 項 b) によれば、文化遺産法典 L 111-1 条で定義されている文化財、すなわち、国宝を、L 111-7 条で規定された許可を取得することなしに、あるいは、L 111-7 条によって決定された条件を遵守することなしに、輸出する行為又は輸出しようという試みは、2年の拘禁刑 (emprisonnement) 及び450,000ユーロの罰金に処せられる。

ところで、自らが有する文化財が国宝に指定されているのであれば、その国宝の所有者や占有者にとって、当該文化財の輸出禁止が事前に了知可能である。しかしながら、国宝の価値がありながら、事前に国宝の指定を受けていない文化財が存在することも考えられる。そこで、文化遺産法典は、国宝に指定されていなかった文化財が輸出の許可を申請された際に、場合によって、文化省が当該文化財の輸出を拒否できる可能性を用意している。すなわち、文化遺産法典第 L 111-2 条第 1 項は、国宝以外の文化財で、歴史的、芸術的、あるいは、考古学的利益を有するもので、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの 1 つに属する文化財を一時的又は最終的に輸出する場合に、行政当局による輸出証明書の交付を要求している。その上で、同法典 L 111-4 条 1 項は、輸出証明書が、国宝の性格を有する文化財についてしか拒否されることができないと規定しているのである。この場合の輸出の手続については、次節において論ずる。

(18) 本稿において、「emprisonnement」を拘禁刑と訳出した。フランス法において、重罪に対して、懲役と禁固の語を用いることが通例である。参照、赤池一将「刑法総論 (3) - 刑罰規定」法律時報66巻9号89頁、日本評論社。

(19) 原文中の「et」を、「及び」と訳出したが、拘禁刑と罰金が、常に併科されるということを意味しない。

(20) 2年の拘禁刑や450,000ユーロの罰金というのは、上限についての規定である。2年の拘禁刑や450,000ユーロの罰金が、固定的に科されるわけではない。参照、赤池一将、前掲書91頁。

第二節 輸出に許可が必要とされる文化財

文化遺産法典は、国宝に指定されていない文化財に対する監督の制度を定めている。文化遺産法典L111-2条第1項によれば、国宝以外の文化財であっても、「歴史的、芸術的又は考古学的利益を有し、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの1つに属する文化財」の輸出には、それが、最終的であれ、一時的であれ、行政当局によって交付される証明書の取得が要求される。したがって、この場合の証明書は、文化財が、国宝でないことを証明している。文化遺産法典L111-2条第2項によれば、当該文化財が、国宝でないと証明される期間は、原則として無期限に有効である。例外として、製作されて100年に満たない年代の文化財に関しては、国宝でないと証明される期間は、無期限に有効というわけではない。その場合は、20年という限定された期間となっている。また、この期間は、更新可能である。この更新の際に、文化担当大臣は、改めて当該文化財が、国宝の価値があるか評価を行うことになる。

文化遺産法典L111-2条第1項にいう、「歴史的、芸術的又は考古学的利益を有し、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの1つに属する」国宝以外の文化財に関して、このデクレ⁽²¹⁾は、その補則 (annexe) において、対象となるカテゴリーを提示している。

この補則は、文化財のカテゴリー、年代 (ancienneté)、価格 (valeur) を基準として規定する⁽²²⁾。なお、価格を考慮する場合に、個別の作品や資料については、要求される価格に満たないが、個別の作品や資料をコレクションとしてみると、要求される価格に到達している場合に問題となったが、現在では、コレクション自体で評価することが明文で肯定されている⁽²³⁾。

(21) Décret n° 93-124 du 29 janvier 1993 relatif aux biens culturels soumis à certaines restrictions de circulation

(22) 1992年に、ヨーロッパ理事会 (Conseil de l'Europe) は、第三国への文化財の輸出についての規則 (un règlement sur l'exportation des biens culturels vers des pays tiers) (Règlement 39911/92, CEE, 9 dec. 1992) を採択した。理事会は、この規則によって、輸出許可書 (une licence d'exportation) の交付の共通手続を創設した。この規則に付属する補則 (annexe jointe au Règlement) に、輸出の監督の対象となる文化財のカテゴリーのリストが列挙されており、当該規制の適用領域が明確にされている。このリストの中には、輸出許可制度による規制の対象となる文化財のカテゴリーと年代 (ancienneté) の基準、さらに、場合によって要求される価格が掲載されている。例えば、考古学の文化財について、製作されて100年の年代のものが対象となっており、この場合、価格の基準は要求されていない。一方、絵画、デッサン、版画、写真については、製作されて50年の年代のものが対象となっており、絵画について、150,000ユーロ、デッサン、版画、写真について、15,000ユーロ。古文書について、製作されて50年の年代のものが対象となっており、価格の基準は要求されていない。このリストに属している文化財のヨーロッパ連合外への輸出をするために、所有者は、輸出許可書を取得しなければならない。この許可書は、文化財が存在する領土にある国家によって交付される。この輸出許可書は、ヨーロッパ共同体全土で有効である。フランスの décret は、この規則を基準に作成されている。今後の研究において調査したい。参照, Sophie Monnier, Elsa Forey, op. cit., p.243

(23) Décret n° 93-124 du 29 janvier 1993 relatif aux biens culturels soumis à certaines restrictions de circulation の第1条第2項。

また、文化遺産法典L 111-2 条第 3 項によれば、関税領域に一時的に輸入された文化財の輸出には、第 1 項に規定された証明書の取得が必要とされない。さらに、同法典L 111-2 条第 4 項によれば、修復、鑑定又は展示への参加を目的としている一時的輸出の場合に、例外的に、義務的返還 (retour obligatoire) の条件の下で、当該証明書が要求されないことが可能である。この場合、一時的輸出には、国宝の一時的輸出手続を定める同法典L 111-7 条に規定された条件において、行政当局によって交付される一時的流出の許可書が要求される。

前述したように、文化遺産法典L 111-4 条第 1 項前段は、輸出証明書が国宝の性格を有する文化財についてしか拒否されることができない旨を規定する。ただし、同条第 2 項によれば、関税領域に適法に輸入され、50年に満たない文化財に関しては、輸出証明書の交付が認められる。この場合、適法な輸入が前提となっている。そこで、当該文化財の適法な輸入が疑わしい場合に、行政当局が、文化財の輸出証明書の交付を請求した者に対し、当該文化財の適法な輸入の証明を要求することができる。このような要求が可能な場合につき、同条第 3 項は、「違法な輸入の重大かつ整合的な推定が存在する場合」と限定している。適法な輸入の証明がなされない場合、輸出証明書の交付は拒否されることができ

輸出証明書の交付の拒否に関して、文化担当大臣の決定について、当然のことながら理由付けがなければならない。同条第 5 項は、そのことを確認し、拒否の根拠となる法的及び事実的考慮の表明が含まれると定めている⁽²⁴⁾。この文化担当大臣の拒否決定手続にあたっては、国宝諮問委員会 (la commission consultative des trésors nationaux) への諮問が、必要とされている。同条 4 項は、この委員会についての規定を定めている。それによれば、同委員会は、国家の代表者及び有識者 (personnalités qualifiées) が同数で参画し、かつ、コンセイユ・デタの構成員によって主宰される。文化担当大臣の証明書の交付の拒否は、この国家諮問委員会の理由付けられた意見を考慮した後にしか行われることができない。この委員会の意見は、文化担当大臣を法的に拘束するものではない。同委員会の構成員の選任方法と構成員の意見の公表の条件については、デクレがこれを決定する。

文化遺産法典L 111-5 条によれば、証明書の請求と交付の審査の条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定される。また、輸出証明書の請求の審査にあたって、行政当局からの要求があれば、輸出を行おうとする者は、文化担当大臣に、当該文化財を実際に提出する義務がある。

文化遺産法典L 114-1 条第 1 項 c)) によれば、L 111-2 条で規定された証明書を取得することなしに、L 111-2 条で規定された文化財を、最終的に輸出する行為又は輸出しようという試みは、2 年の拘禁刑 (emprisonnement) 及び450,000ユーロの罰金に処せられる。同じく、文化遺産法典L 114-1 条第 1 項 d)) によれば、L 111-2 で規定された証明書又は一時的流出の許可書を取得することなしに、L 111-2 条で規定された文化財を、一時的に輸出する行為又は輸出しようという試みも、同様に、2 年の拘禁刑 (emprisonnement)

⁽²⁴⁾ 行政行為の理由付けに関する1979年7月11日の法律の趣旨による。

及び450,000ユーロの罰金に処せられる。

第一款 証明書の拒否

文化遺産法典 L 111-2 条第 1 項によれば、国宝以外の文化財であっても、「歴史的、芸術的又は考古学的利益を有し、かつ、コンセイユデタのデクレによって決定されたカテゴリーの 1 つに属する文化財」の輸出には、それが最終的であれ、一時的であれ、行政当局によって交付される証明書の取得が要求されることは既に見た通りである。

では、文化担当大臣によって輸出証明書の交付が拒否された場合、どのような効果が生じるか。

まず、証明書の拒否に伴って、補償の問題が生じる。これに関して、文化遺産法典 L 111-4 条は、輸出証明書の交付を請求した者への補償を明文で否定している。

また、輸出証明書の交付が拒否された場合、L 111-6 条は、その後になされる新たな申請に関する効果を規定している。すなわち、同条 1 項によれば、輸出を拒否された文化財の所有者による当該文化財の新たな輸出の請求は、30ヶ月の間、認められることができない。30ヶ月の期間が経過した場合、所有者は、改めて当該文化財の輸出証明書の請求を行うことが可能である。文化担当大臣は、改めて審査を開始し、輸出証明書の交付について決定する。しかしながら、同条第 2 項によれば、文化担当大臣による証明書の交付の拒否は、L 121-1 条第 6 項における購入の申出の手続について規定された場合にしか認められない。

第二款 証明書の拒否された文化財の獲得

文化担当大臣による証明書の交付の拒否があった場合、当該文化財の所有者は、30ヶ月の間、当該文化財の輸出の請求を行うことができない。文化遺産法典第二章第一節は、国宝の性格を有し、かつ、輸出証明書の拒否の対象となっている文化財の獲得に関する手続を規定している⁽²⁵⁾。L 121-1 条第 1 号によれば、この30ヶ月の間に、文化担当大臣は当該文化財の購入の申出を行うことができる。購入の申出にあたり、文化担当大臣は国際芸術市場における実際の価格を考慮しなければならない。また、L 121-1 条第 9 号によれば、文化担当大臣は、この購入の申出の提案を国家のためだけでなく、あらゆる公法人のために行使することができる。すなわち、コミューン、県、州、そして、公施設法人が、自ら購入の申出を行うのではなく、文化担当大臣が、これらの公法人のために、この購入の申出を行うことが可能となっている。

文化財の所有者が、この申出を承諾しない場合、文化担当大臣と当該文化財の所有者は、それぞれ、別の鑑定人を選任する。選任された 2 人の鑑定人は、選任された日から 3 ヶ月以内に、共同報告書を作成しなければならない。

⁽²⁵⁾ この第二章は、「文化財の獲得」という標題のもとに、第一節「国宝の性格を有し、かつ、輸出証明書の拒否の対象となっている文化財の獲得」、第二節「税制規定」、第三節「芸術作品の先買」に分かれている。

それらの鑑定人の間で意見の相違が存在する場合、文化財の価格は、文化担当大臣と文化財の所有者によって共同で選任された新たな鑑定人によって決定される。この価格に合意がなされない場合、大審裁判所長官 (le président du tribunal de grand instance) が、価格を決定する。

鑑定の価格が決定された場合、文化担当大臣は、所有者に対し、価格を定めた鑑定人の報告書の受領から2ヶ月以内に、鑑定価格での購入の申出を行わなければならない。

この2ヶ月以内に、文化担当大臣による購入の申込がなされない場合、L 121-1 条第5号によれば、大臣は、L 111-2 条の証明書をもはや拒否することができない⁽²⁶⁾。

一方、この2ヶ月以内に、文化担当大臣による購入の申出がなされた場合、文化財の所有者は、その申出を承諾するか、それとも拒否するかを購入の申出から2ヶ月以内に決定する必要がある⁽²⁷⁾。

文化財の所有者が文化担当大臣による購入の申出を承諾する場合、当該文化財は、国家の所有に属することとなる。文化担当大臣は、同条第7号にしたがって、所有者の合意から6ヶ月以内に、鑑定で決定された金額を支払わなければならない。

反対に、L 121-1 条第5号前段によれば、所有者が文化担当大臣による購入の申出から2ヶ月以内にその申出を拒否した場合、改めて、当該文化財の輸出の許可を請求しても、証明書の拒否が繰り返されることになる。同様に、所有者が、この2ヶ月という期間内に文化担当大臣による購入の申出を承諾したことを文化担当大臣に通知しなかった場合にも、証明書の拒否が繰り返される。L 121-1 条第5号後段は、これらの拒否に伴ういかなる補償も否定する。

証明書の拒否が繰り返されるこの状態は、同条第8号によれば、文化担当大臣による購

⁽²⁶⁾ ただし、L 111-6 条第2項は、1回目の輸出証明書の交付の請求が拒否された日から30ヶ月を経過した場合、新たに申請された「証明書の交付の拒否は、L 121-1 条第6項における購入の申出手続について規定された場合しか更新されることができない。ただし、歴史的モニュメント及び古文書に関する規定の適用における財産の指定の可能性、あるいは、考古学的発掘及び海洋文化財に関する規定の適用における国家による財産の返還請求の可能性は、別である (le refus de délivrance du certificat ne peut être renouvelé que dans le cas prévu pour la procédure d'offre d'achat au sixième alinéa de l'article L. 121-1, sans préjudice de la possibilité de classement du bien en application des dispositions relatives aux monuments historiques ou aux archives, ou de sa revendication par l'Etat en application des dispositions relatives aux fouilles archéologiques ou aux biens culturels maritimes.)」と規定する。したがって、歴史的モニュメント及び古文書に関する規定の適用における財産の指定の場合、また、考古学的発掘及び海洋文化財に関する規定の適用における国家による財産の返還請求の場合であれば、輸出証明書が拒否される。

このような場合に、文化担当大臣が、指定の手續に依拠した場合、文化財の所有者に補償が認められるかが問題となる。司法裁判所は、国が所有者に対し、国際市場での財産の購入価格で補償を行なうことで、職権による指定から生じる輸出の禁止の損失の補償を肯定している。国家が指定の手續を行なうことは、国家が当該文化財の所有者となることなく、しかも、相当な金額を支払わなければならないことを意味している。したがって、今後、このような状況での指定の手續への依拠は、活用されることが困難であるという見解が出されている。Sophie Monnier, op. cit., p.246

⁽²⁷⁾ このように、文化担当大臣による購入の申出がなされた場合、文化財の所有者が、購入の申出を承諾するか、それとも拒否するかを決定できる制度は、2000年7月10日の法律が創設したものである。しかしながら、所有者にとっては、所有文化財を国に売却することが強く誘導されていると考えられる。この決定が、文化財の所有者の自由な決定を保障しているとは言い難いことは考察する通りである。

入の申出と鑑定の手続が適用された状態である。

第三款 所有者の義務

文化遺産法典L121-2条は、国宝として承認され、かつ、歴史的モニュメントや古文書に関する規定の適用において指定されていない文化財の取得者等の義務を規定している。すなわち、このような文化財の取得者、贈与者、共同所有者、相続人、あるいは、受遺者は、当該文化財の移転、共有、相続の申告を証明する日から3ヶ月以内に、自らがその財産の所有者となったことを国家に通知しなければならない。

さらに、L121-3条は、L121-2条に規定された文化財を譲渡するすべての所有者の義務を規定している。すなわち、当該文化財の譲渡人は、譲受人に対し、L111-4条で規定された証明書の交付の拒否の存在を知らせる義務がある。また、L121-1条に規定された条件における購入の申出が、文化担当大臣によって行われた場合には、当該文化財の譲渡人は、譲受人に対し、これを知らせる義務がある。この義務の不遵守は、無効原因となる。

L121-4条第1号は、文化財の所有者が、L121-1条で規定された条件において文化担当大臣によって提案された購入の申出を承諾した後に、当該文化財の所有者が合意した当該文化財の譲渡の効力について規定する。すなわち、文化担当大臣によって提案された購入の申出を承諾した後に、当該文化財の所有者や権利承継人が、第三者に当該文化財を譲渡する契約を行った場合、第三者との契約は、無効であると規定している。L121-4条第2号の規定により、この無効訴訟は、行政当局が当該文化財の売却を知った日から6ヶ月で時効となる。無効訴訟は、行政当局しか提起することができない。

第三節 自由な輸出

文化遺産法典第L111-2条第1項は、国宝以外の文化財で、歴史的、芸術的、あるいは、考古学的利益を有するもので、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの1つに属する文化財を一時的、あるいは、最終的に輸出する場合に、行政当局による輸出証明書の交付を要求している。したがって、このデクレによって規定されたカテゴリーに登場していないすべての財産は、輸出されることが可能である。

作者が自らの作品の所有者である場合、あらゆる監督の仮定から免れる。したがって、それらの作者に帰属している作品は、自由に流通する。

輸出証明書は、国宝の性格を有する文化財について拒否される。ただし、文化遺産法典L111-4条第2項によれば、関税領域に適法に輸入され、50年に満たない文化財に関しては、輸出証明書の交付が認められる。したがって、適法に輸入された文化財で、フランス領土に輸入され50年に満たないものは、輸出証明書の交付が認められる。同条3項によって、文化担当大臣は、当該文化財の違法な輸入の重大かつ整合的な推定が存在すると判断した場合、文化財の輸出証明書の交付を請求する者に対し、当該文化財の適法な輸入の証明を要求することができる。このような要求に対して、適法な輸入の証明がなされない場合、輸出証明書の交付は、拒否されることができる。

L111-2条第3項により、一時的にフランス領土に輸入された文化財の輸出は、輸出証

明書の交付が必要とされていない。最大で2年という一時的な期間で輸入された文化財の輸出を意味している。

第四章 結び

以上、本稿では、文化財の輸出規制に関する日本とフランスの制度を扱ってきた。説明の至らない部分もあるが、概観してきたように、フランスにおいて、商品の自由な流通の原則と国宝の保護とを調整するEUの指令に従いながら、国内法が整備され、国宝の輸出に対する厳しい規制を設けられている。国宝の輸出禁止の原則に加え、輸出証明書の請求時には国宝に指定されていなかったものが、証明書の交付の審査において、国宝の性格を有すると判断された場合、当該文化財は、輸出が禁止される。輸出が禁止される期間の妥当性、当該文化財の国家による獲得手続への依拠に伴う財政的負担、所有者に対する国家への売却の強度の誘導、当該文化財の所有者の財産権への侵害に関連する補償の問題等、輸出の不許可に伴う手続に改善すべき問題点もあるが、構想された制度自体に参考とすべき点が多い。

日本においても、現在のわが国の財政状況の悪化等に伴い、今後、重要文化財に匹敵する価値ある文化財の輸出に対し監視をする必要性が高いと思われる。また一時的とはいえ長期にわたる重要文化財の輸出、さらには、重要文化財の最終的な輸出までもが、行われることのないように、法44条が、一時的輸出という例外的な許可制度までの許容に止まることを確認することも重要である。

文化財保護法第一条は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」と規定する。保存と活用は、対立する概念ではないが、緊張する関係を有している。活用が保存を犠牲にして行われてはならない。世界文化の進歩に貢献する目的のために、重要文化財の活用の促進に強調が置かれ過ぎないように、輸出許可手続における審査の簡素化、重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある輸出期間の延長、輸送方法や保存方法の安全性に影響を及ぼすほどの経費削減等の保存を犠牲とする措置に注意を払う必要がある。他方で、過剰に保存を優先させ、文化財の活用をおろそかにすると、その文化財の価値が眠ってしまうおそれもある。十分な保存体制を整備して、有効な活用を行うことで、価値のある文化財に実際に広く接する機会を提供することで、国民の文化に関する意識を刺激し、保護の切実性と次世代への伝承の必要性を実感させる効果が期待できる。

[抄 録]

日本とフランスにおける文化財の輸出規制
Le contrôle des biens culturels au Japon et en France
—国宝に指定されていない文化財の輸出規制を中心に—

本稿において、日本とフランスの文化財の輸出規制に関する制度を扱った。我が国においても文化財保護法が、重要文化財の輸出を制限する実効性のある規定を用意している。一方、フランスでも、2004年に法典化された文化遺産法典は、国宝の輸出禁止を明文化している。しかしながら、フランスの場合、国宝に指定されていない文化財が、文化担当大臣によって、国宝の価値を有する文化財であると判断された場合、当該文化財の海外への流出を禁止する制度が存在する。さらに、指定されていない文化財の輸出規制に伴う手続が整備されている。両国の文化財に関する概念や背景の違いもあり、一概には比較できない問題であるが、本稿において紹介した制度は、日本の文化財保護制度にとっても示唆に富んでいると思われる。日本においても、重要文化財に指定されていない文化財で、その価値を有するものが、国外へ流出することを防止する制度が構築される必要がある。